福岡県動物愛護推進計画案にいただいたご意見等の要旨及びそれに対する県の考え方

意見に対する対応の区分
1　意見を参考に改善したもの
2　施策として実施するもの
3　施策を実施する際に参考とするもの
4　すでに施策として実施しているもの又は計画に反映済みのもの
5　計画の見直しの際に参考とするもの
6　計画に反映できないもの
7　その他

	推進計画の該当項目	いただいたご意見等の要旨	県の考え方	区分
1	計画の目的	計画の目的を「人と動物が共生できる社会の実現を目指し殺処分ゼロとすること」とすべき。	計画の目的である「人と動物が共生できる社会」とは、「殺処分がゼロである社会」も目指す目標のひとつであると考えています。具体的な数値目標については、現時点で実現可能かつ実効性が高いと考えられるものを掲げています。	6
2	計画の目的	計画の目的を「致死処分の廃止」とすべき。	計画の目的である「人と動物が共生できる社会」とは、「殺処分がゼロである社会」も目指す目標のひとつであると考えています。具体的な数値目標については、現時点で実現可能かつ実効性が高いと考えられるものを掲げています。	6
3	数値目標	返還・譲渡に数値目標を設定すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
4	数値目標	譲渡返還の数値目標を１００％とし、殺処分の数値目標を０頭とすべき。	計画の目標は現時点で実現が可能かつ実効性が高いと考えられるものを掲げています。	6
5	数値目標	数値目標を致死処分数の半減ではなく、引取り数の半減以下（対１８年度比）とするべき。	引取頭数の半減は致死処分数の半減を達成していく上で、同時に達成されていくと考えています。	6
6	数値目標	返還・譲渡率を４０％以上（対１８年度比）とすることを数値目標とすべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
7	数値目標	福岡県のねこの譲渡率を５％（対１８年度比）にすることを数値目標とすべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3

8	1普及啓発	普及啓発について数値目標を示すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
9	1（1）①動物愛護教室の充実	小学校だけでなく中学校、高校、大学、動物関連の専門学校でも動物愛護管理教育の充実を図るべき。	計画案の中に同様の趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
10	1（2）エ①HPの充実	ホームページの情報をもっとわかりやすく、ユーザーの視点に立って改善するべき。	閲覧者のご意見等を参考にしながら、よりわかりやすく充実したホームページの作成に努めていきたいと考えています。	3
11	1（2）エ②マスメディアの積極的活用	動物愛護に関する統計資料について毎年あらゆるメディアを使って公表すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
12	1（2）エ情報提供機能の充実	回覧板など県民に密着した情報提供を加えるべき。	これまでも県や市町村の広報誌等への掲載、リーフレットの配布等により、なるべく多くの県民に情報が届くよう努めてきましたが、より有効な手法を検討しながら、引き続き実施していきたいと考えています。	4
13	2（1）ア①犬ねこの引取に際した指導の充実	保健所やセンターへ持ち込む飼い主に対する指導の厳格化を行うべき。	計画案の中に趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
14	2（1）ア①犬ねこの引取に際した指導の充実	犬ねこの引取り理由について、引取り時に理由の聞き取りと指導（啓発映画を見せるなど）を徹底すべき。	引取りに際してはこれまでも引取り理由の聞き取りと指導を行ってきたところですが、さらに飼い主の責務、避妊去勢や終生飼養の重要性等について指導を厳しく実施していきたいと考えています。	3
15	2（1）ア②市町村毎の引取頭数削減目標の設定	市町村毎の引取り削減目標の設定について数値目標を詳細に設定すべき。	今後市町村と協力して施策を実施していく際、ご意見を参考にさせていただきます。	3
16	2（1）ア犬・ねこの引取頭数の減少	犬ねこ引取りを有料化すべき。	計画案とは別に制度を検討することとしています。早期の導入を目指したいと考えています。	7
17	2（1）イ①繁殖制限措置の推進	ねこの不妊去勢を義務化すべき。	法律上制度化は困難と考えますが、避妊去勢手術の重要性については積極的な啓発を図りたいと考えています。	6
18	2（1）イ①繁殖制限措置の有用性の普及啓発の充実	多頭飼育者への避妊去勢の指導を徹底すべき。	今後も飼養頭数を含めた動物の適正飼養や避妊去勢手術の重要性について、さらに普及啓発を実施していきたいと考えています。	3
19	2（1）イ繁殖制限措置の推進	避妊去勢の助成制度の導入を市町村に働きかけるべき。	今後は市町村に対し、避妊去勢手術助成制度を含め、本計画を達成するための施策への協力と理解を得られるよう努めていきたいと考えています。	3

20	2（1）ウ①譲渡システム構築と周知	センターからの譲渡について、希望者の厳格審査、不妊去勢の義務化、譲渡後のフォローを行うべき。	同様の施策をすでに実施しています。	4
21	2（1）ウ①譲渡システム構築と周知	引取った動物の抑留期間を最低4週間とし、返還・譲渡の情報提供にマスコミや行政広報も活用すべき。	引取った動物の抑留期間をすべて4週間以上とすることは困難と考えますが、殺処分される動物を1頭でも減らすため、今後も可能な範囲で抑留期間の延長に取り組んでいきたいと考えています。	6
22	2（1）ウ①譲渡システム構築と周知	譲渡動物に対する健康面のケアをすべき。	これまでも譲渡の際には獣医師による健康状態のチェック、駆虫及びワクチン接種等を行った上で譲渡を行っており、今後も引き続き譲渡動物の健康管理を行っていきたいと考えています。	4
23	2（1）ウ①譲渡システム構築と周知	収容動物の譲渡はもっとボランティア等と連携すべき。	計画案の中に趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
24	2（1）ウ①譲渡システム構築と周知	譲渡システムの構築と周知について成犬やねこの譲渡ができる環境の整備をすべき。	計画案の中に趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
25	2（1）ウ①譲渡システム構築と周知	譲渡する犬ねこはセンターで避妊去勢を行ってから譲渡するべき。	繁殖防止措置は飼い主の責務と考えます。これまでも譲渡の際に避妊去勢手術の重要性について啓発し、譲渡後の訪問調査、電話調査およびアンケート調査等により実施を確認しており、今後も避妊去勢手術の普及啓発のため、継続していきたいと考えています。	6
26	2（1）ウ①譲渡システム構築と周知	譲渡システムを具体的に例示すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
27	2（2）ウ①譲渡システム構築と周知	犬ねこの譲渡を有料化すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
28	2（1）ウ②収容動物情報提供機能充実（HP等）	他の自治体を参考にしてHPを作成し迷子動物の情報提供を行うべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
29	2（1）ウ②収容動物情報提供機能充実（HP等）	センターで引取った全ての動物の情報を公開すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
30	2（1）ウ収容動物の返還・譲渡の促進	収容動物の返還・譲渡の促進について数値目標を詳細に設定すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
31	2（1）ウ収容動物の返還・譲渡の促進	返還率向上のため保管期間を延長すべき。	同様の取り組みはすでに実施していますが、今後も殺処分される動物を1頭でも減らすため、引き続き取り組んでいきたいと考えています。	4

32	2（2）ア①犬ねこの引取に際した指導の充実	遺棄･虐待防止への取組について警察等と行政機関の連携を図るべき。	今後さらに警察、関係機関等との連携を図りたいと考えています。	3
33	2（2）ア①警察、市町村との連携	犬ねこの遺棄の多い場所に監視カメラを設置すべき。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	3
34	2（2）遺棄･虐待防止への取組	遺棄の多い公共の場所に啓発の看板をもっと立てるべき。	遺棄多発地域の対策として、市町村等と協力しながら、看板の設置やパトロール等有効な方法の実施を推進していきたいと考えています。	3
35	2（2）遺棄･虐待防止への取組	遺棄された動物を収容した場合は事件としての記録の徹底を行うべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
36	2（2）遺棄･虐待防止への取組	飼育放棄について相談窓口を設置し、動物愛護団体との連携やネットでの意見交換の場を設置すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
37	2（2）遺棄･虐待防止への取組	不適切飼育･虐待を行った飼養者から所有権を剥奪できるようにすべき。	法制上、実施困難と考えます。	6
38	2（2）遺棄･虐待防止への取組	虐待事例を調査･捜査する専門の機関･調査員を設置すべき。	現在の法制度を逸脱するもので、推進計画に盛り込むべき内容ではないと考えます。	6
39	2（3）、（4）狂犬病予防法に基づく登録、注射の徹底	動物病院での登録･注射済票交付代行を推進すべき。	今後は市町村に対し、動物病院での登録･注射済票交付代行を含め、本計画を達成するための施策への協力と理解を得られるよう努めていきたいと考えています。	3
40	2（3）イ登録の徹底	登録の徹底について数値目標を具体的に設定すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
41	2（4）イ注射の徹底	狂犬病予防注射の徹底について数値目標を具体的に設定すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
42	3（1）ア①苦情相談内容の分析	苦情や相談の統計処理を推進し対策に還元すべき。	計画案の中に趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
43	3（1）動物の適正飼養の推進	動物虐待事案や不適正飼養による迷惑事案に対する取り締まりの強化、指導取締り機関の体制強化を図るべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
44	3（1）動物の適正飼養の推進	地域猫の取組について一定のルールを作り行政が責任を持つべき。	飼い主のいないねこの適正管理ガイドライン作成検討の際に、ご意見を参考にさせていただきます。	3

45	3（1）動物の適正飼養の推進	公共の場所での飼い主のいない猫対策について行政機関が責任を持つべき。	飼い主のいないねこの適正管理ガイドライン作成検討の際に、ご意見を参考にさせていただきます。	3
46	3（1）動物の適正飼養の推進	飼い主のいないねこの避妊去勢について啓発をすべき。	飼い主のいないねこの適正管理ガイドライン作成検討の際に、ご意見を参考にさせていただきます。	3
47	3（1）動物の適正飼養の推進	地域猫を推進するボランティアや住民のマナーについて指導をすべき。	飼い主のいないねこの適正管理ガイドライン作成検討の際に、ご意見を参考にさせていただきます。	3
48	3（1）動物の適正飼養の推進	飼い主のいないねこにえさをやる住民に対する指導を強化すべき。	飼い主のいないねこの適正管理ガイドライン作成検討の際に、ご意見を参考にさせていただきます。	3
49	3（1）動物の適正飼養の推進	不適切な飼い主への指導を強化すべき。	計画案の中に趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
50	3（1）動物の適正飼養の推進	行政とボランティアが協力して不適正飼養のトラブル等の解決を促進すべき。	計画案の中に趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
51	4（2）アマイクロチップの普及促進	マイクロチップの普及推進について数値目標を犬2万頭、ねこ5千頭と設定すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
52	4所有明示（個体識別）措置の推進	マイクロチップは法の義務づけがある動物以外は安全性の根拠無く推進すべきでない。	法の趣旨や基準に反すため、反映困難と考えます。	6
53	5（2）イ自主管理の推進（動物取扱業）	動物取扱業者から動物が出荷された日付を表示するよう指導すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
54	5動物取扱業の適正化	動物取扱業者への指導を強化し、動物取扱業者からの動物の引取り依頼に対して対策を講ずべき。	施策を実施する上でさらに指導を徹底していきたい考えています。	3
55	5動物取扱業の適正化	動物取扱業を許可制にすべき。	現在の法制度を超えるものですので、今後の法改正の動向に注目していきたいと考えています。	6
56	5動物取扱業の適正化	動物取扱業者の過度の繁殖、幼齢または老齢動物の繁殖について法律で規制し、違反した際は刑罰を与えるべき。	現在の法制度を超えるものですので、今後の法改正の動向に注目していきたいと考えています。	6
57	5動物取扱業の適正化	動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取扱業の登録を行うべき。	個人、法人の別を問わず、動物取扱業を行う際は動物取扱業の登録が必要となります。	7

58	6実験動物の適正な取扱の推進	苦痛を伴う実験動物の使用を禁止すべき。	3Rの原則の普及啓発については重要な課題と考えますが、法制度上、動物実験を禁止することはできないと考えます。	6
59	6実験動物の適正な取扱の推進	動物実験に関し、3Rの原則に違反した場合には、氏名等の公表、罰則を適用すべき。	現在の法制度を超えるものですので、今後の法改正の動向に注目していきたいと考えています。	6
60	7産業動物の適正な取扱いの推進	産業動物の置かれている現状をもっと把握して、悲惨な現状が改善されるような施策を講ずべき。	関係部局との連携を強化し、施策を実施していきたいと考えています	3
61	8（1）災害時の被災動物救護	災害時等の連携について、警察との協力体制を円滑にすべき。	災害時対応マニュアルの作成検討の際にご意見を参考にさせていただきます。また、警察等の関係団体に対し、本計画を達成するための施策への協力と理解を得られるよう努めていきたいと考えています。	3
62	9（1）ア①教育訓練の充実（職員）	「不要犬ねこ」といった表現を使わないよう職員を再教育すべき。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	3
63	9（2）ア②動物愛護推進員の委嘱の推進	動物愛護推進員の公募制の導入と、研修制度を確立すべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
64	9（2）ウ①育成、支援（動物愛護民間ボランティア）	ボランティアの活動を支援する制度を作るべき。	今後、庁内関係部署と連携を図りながら、ボランティア・民間団体等の活動支援を行っていきたいと考えています。	3
65	10（1）イ①調査研究テーマの選定、実施	住民ニーズの分析に基づいた調査研究を行うべき。	計画案の中に趣旨がすでに反映されていると考えます。	4
66	該当項目なし	センター等での収容動物の保管状況を改善すべき。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	3
67	該当項目なし	動物の殺処分方法を5年以内に麻酔薬による安楽死に移行すべき。	現在の処分頭数の状況では実施困難ですが、計画の見直しの際にご意見を参考にさせていただきます。	5
68	該当項目なし	多頭飼育を行っているボランティアと地域住民の間で摩擦が生じないよう行政が配慮すべき。	ご意見は今後の参考にさせていただきます。	3
69	該当項目なし	引取った動物の適性を判断してアニマルセラピー、補助、介助犬の育成を行うべき。	本計画の趣旨とは異なる内容と考えます。	6

70	該当項目なし	地域猫について地域の話し合いの場の設置、説明会、広報を行うべき。	施策を実施する際、参考としたいと考えています。	3
71	該当項目なし	ボランティアに行政の権限の一部を持たせるべき。	法制度上は実施困難ですが、積極的な連携･協働を図っていきたいと考えています。	6
72	その他	推進計画体系表が見にくいので改善すべき。	ご意見を参考に改善しました。	1
73	その他	内容が抽象的すぎる。現状と課題には具体的な根拠データを入れるべき。	今後計画を見直す際に参考としたいと考えています。	5
74	その他	パブリックコメントの期間が短すぎる	今後の参考としたいと考えています。	7